

平成19年11月7日
森林技術総合研修所

森林技術総合研修所発注者綱紀保持委員会（第1回）の概要について

◎ 発注者綱紀保持委員会の設置について

農林水産省では、最近の談合問題の発生に鑑み、今般、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）を制定しました。

この中で、本省及び地方支分部局に、不当な働きかけの調査分析や公表等について調査審議を行う「発注者綱紀保持委員会」を設置することとされました。

当所においては、8月30日に「森林技術総合研修所発注者綱紀保持委員会」を設置し、11月6日に第1回委員会を開催しました。

森林技術総合研修所発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 平成19年11月6日(火) 13:15~13:45
場 所 森林技術総合研修所所長室
出 席 者 森林技術総合研修所長、総務課長、林業機械化センター所長、庶務係長（代理）、会計係長

概 要

1. 委員会の設置について総務課長から経過説明（別添1）
2. 発注者綱紀保持マニュアルを踏まえて、
 - （1）平成19年度発注者綱紀保持研修方針について決定（別添2）
 - （2）発注者綱紀保持対策の事業者への周知方針について決定（別添3）
3. その他

なお、出先機関である林業機械化センターにおける具体的な対応について、森林技術総合研修所と同様に林業機械化センターのホームページ上で発注者綱紀保持対策について公表することとした。

以 上

森林技術総合研修所発注者綱紀保持委員会設置要領
平成19年8月30日付け19森林技第216号

1 趣旨

公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することが求められている。

このため平成19年7月31日付けで制定された農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号。以下「規程」という。）第9条において、発注者綱紀保持委員会を設置することとされたところである。

このことから、森林技術総合研修所に「森林技術総合研修所発注者綱紀保持委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

ア 規程に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関すること。

イ 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること。

ウ 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関すること。

エ その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関すること。

3 委員会の構成

(1) 委員は、別紙のとおりとし、委員長は森林技術総合研修所長とする。

(2) 特定の事項に限定した調査審議を行うため委員会に小委員会を置くことができる。

(3) 小委員会に属する委員は、委員長が指名する。

(4) 小委員会に属する委員の中から、小委員会の委員長を互選するものとする。

(5) 必要に応じて、委員会及び小委員会に外部委員を置くことができる。

(6) 外部委員を置く場合は、学識経験のある者の内から、委員長が委嘱する。

(7) 外部委員の任期は2年とし、再任されることができる。

(8) 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

4 定例会議

(1) 定例会議は、委員長が招集し、原則として毎年度2回開催する。

(2) 定例会議は、委員及び外部委員を持って構成する。

(3) 定例会議は、非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。

5 随時会議

(1) 随時会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

(2) 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じ外部委員の出席を求めることができる。

(3) 随時会議は非公開とする。

6 公表方法

(4) 本要領に規定された公表事項は、閲覧及びホームページにより公表するものとする

7 委員会の庶務

委員会及び小委員会の庶務は総務課において行う。

別 紙

森林技術総合研修所発注者綱紀保持委員会委員

委 員 長	森林技術総合研修所長
幹 事	総務課長
幹 事	林業機械化センター所長
委 員	総務課庶務係長
委 員	総務課会計係長
庶 務	総務課

発注者綱紀保持研修会実施方針

1 研修の目的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図る。

2 実施日程 平成19年11月6日（火）15：00～

3 研修内容

- (1) 発注者綱紀保持規程の解説
- (2) 発注事務の留意点
- (3) 談合情報に対する対応
- (4) 遵守すべき関係法令とその解説
 - ・ 国家公務員倫理規程
 - ・ 刑法
 - ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 等

4 講師 総務課長

5 研修対象者

- ・ 発注事務担当者
- ・ 管理監督者
- ・ その他関係職員

発注者綱紀保持対策についての事業者への周知

(事業者の皆様へ)

平成19年11月7日
森林技術総合研修所

森林技術総合研修所における発注者綱紀保持対策について

- 1 農林水産省では、最近の談合問題の発生に鑑み、今般、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。
- 2 この規程に基づいて、森林総合研修所では、当所発注事務に関し、事業者の皆様に対して応接場所の制限を行うとともに、原則として複数の職員で対応することとし、また、「不当な働きかけ」について公表するなど以下の取り組みを実施することになります。
事業者の皆様におかれましては、発注者綱紀保持の取り組みの趣旨をご理解の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。

発注者綱紀保持規程に基づく主な取組

- (1) 事業者の皆様との応接方法
 - ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
 - ② 原則として複数の職員で対応します。
- (2) 不当な働きかけの記録・公表
次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容を記録し、発注者綱紀保持委員会に報告、公表します。

- ① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
- ③ 受注すること又は受注させないことの依頼
- ④ 公表前に、設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報を聴取すること
- ⑤ 公表前に、総合評価落札方式における技術点に関する情報を聴取すること
- ⑥ 公表前に発注予定に関する情報を聴取すること
- ⑦ 公表前に入札参加者に関する情報を聴取すること
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報を聴取すること